

富良野都市計画高度利用地区の決定（富良野市決定）

都市計画高度利用地区を次のように決定する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
高度利用地区	約0.5ha	40 / 10	10 / 10	8 / 10	200m ²	

ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては10分の1を加えた数値とする。

「位置、区域及び壁面の位置は計画図表示のとおり」

理 由

当区域の周辺は、JR富良野駅を中心に商店街が形成され、商業・業務、住宅、宿泊、飲食等多様な都市機能が集積し、また多くの観光客が訪れるなど、本市の顔として発展してきた地区である。しかし、社会経済情勢の変化等により、居住人口の減少や空店舗の増加など地区の活力が低下しつつあり、また駅前広場も狭隘であることから、駅前広場の再整備と一体となって既存街区の再編を図るべく土地区画整理事業による整備が計画されている。

当区域は、駅周辺地区の再生に向けて中核的な施設整備が求められており、当区域の土地の有効利用を促進し健全な市街地の形成を図るため、高度利用地区を定めるものである。

富良野都市計画 富良野駅前地区
高度利用地区 総括図

